

森林保険制度80年のあゆみ

昭和12年に創設された森林保険制度は本年で80周年を迎えます。
森林とともに歩んできた森林保険制度についてご紹介いたします。

平成3年大分県における台風19号被災地を森林保険を活用し復旧



Q 森林保険はどのような保険ですか？



A 森林についての火災、気象災、
噴火災による損害を総合的に
補償する保険です。

自動車を購入した際、事故が起きるとは考えていなくとも、万が一の場合に備えて任意保険に加入する方は多いと思います。また、家を建てた際は火災や地震などに備えて火災保険に加入されるのではないのでしょうか。

森林はもとより、山に植えられている木一本一本は、水源かん養などの公益的機能を發揮していますが、同時に森林所有者にとつての貴重な財産でもあります。

森林は山火事に加えて、自然環境につきものの大雨や台風、大雪など常に災害の危機にさらされています。また、木の成長には長い年月がかかりますが、災害は一瞬にしてその財産を失わせてしまいます。そんなときに頼りになるのが森林保険です。

我が国の森林保険は、森林保険法に基づき国立研究開発法人森林研究・整備機構の森林保険センターが業務を担当し、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災の8つのタイプの災害に対応できる総合的な損害保険です。

近年、地球温暖化の影響により自然

災害が多発する傾向にあります。こうした中で幅広い災害に対応できる森林保険は、森林所有者自らが災害に備えることのできる唯一のセーフティネットです。

森林保険に加入していれば所有する森林が災害で損害を受けても再び造林するための費用を確保することができます。安心して林業を営むことができます。

Q 森林保険はいつ始まったのですか？



A 昭和12年（1937年）
森林火災国営保険として創設され、
今年で80周年を迎えます。

森林保険制度は、昭和12年に、林業経営の安定を目的として山火事による災害跡地の復旧を推進するため、林齢20年以下の人工林を保険の対象に、森林火災国営保険として創設されたのが始まりです。

昭和27年には、林齢制限が撤廃され、人工林のすべてが保険の対象となりました。次いで昭和36年には、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害の6種の気象災が加えられ、名称も森林国営保険と改められました。さらに昭和53年には噴火災が加えられ、総合的な保険として制度の充実が図られてきました。

このように国が直接、森林国営保険を運営してきましたが、国の行財政改革に伴い、平成27年4月に主体を国が

ら国立研究開発法人森林総合研究所（現森林研究・整備機構）に移し、「森林保険」として新たにスタートしました。そして今年（平成29年）、森林保険制度は創設80年を迎えました。

これからも皆さまのお役に立つ森林保険として、迅速な保険金の支払、丁寧な対応に努めてまいります。また、契約者・被保険者へのサービス向上と保険運営の安定性確保の観点から、契約を継続しやすくするための継続割引の新設、社会のニーズや政策の方向性に応じたサービスを提供するための花粉症対策苗木割引の新設、最近の災害リスクをタイムリーに保険料率へ反映させるためのルール設定などの商品改定の検討を進めており、より良い森林保険の提供を目指しています。

相談・申込先はどこですか？

Q 災害が発生した時はどうすればいいですか？



A 最寄りの森林組合、森林組合連合会にご相談・お知らせ下さい。

森林保険は人の手によって造成された森林を対象としており、個人、企業、自治体など、どなたでもお申込みいただけます。また、契約面積や期間など、希望に沿ったスタイルでご契約いただけますので、まずは最寄りの森林組合

等にご相談ください。

契約地において災害が発生した場合は、お申込みをされた森林組合等にご連絡いただき、被保険者様の立会のもとで損害内容の確認を行ったうえで、必要書類を森林保険センターにご提出いただけます。ご提出いただいた内容を森林保険センターで審査のうえ、保険事故の認定、金額を確定し、保険金をお支払いいたします。

Q 保険金の支払事例を教えてください。



A 群馬県桐生市の事例をご紹介します。

平成26年4月15日から5月2日にか

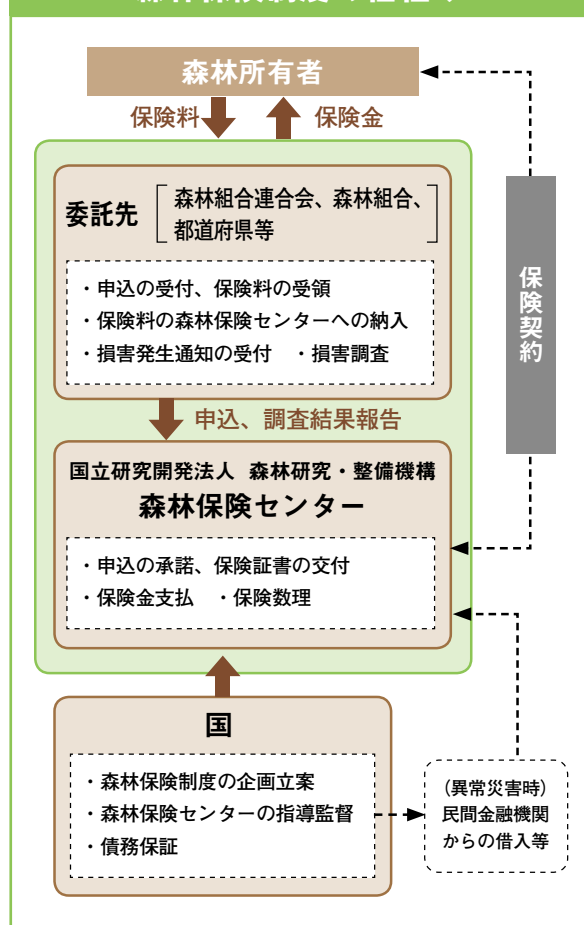
けて群馬県桐生市で山火事が発生しました。

隣県を含め263ヘクタールに及ぶ森林が焼失する大規模なもので、そのうち143ヘクタールが市有林でした。当該市有林の大半が水源かん養保安林であり、早期に復旧する必要性がありました。

幸いにも当該森林は森林保険に加入しており、年内に約1億1千万円の保険金をお支払いし、迅速な復旧のためのお役に立つことができました。

今回の山火事を契機として、桐生市では森林保険の重要性が再認識され、市有林への森林保険のカバーを拡充しているとのことでした。

森林保険制度の仕組み



イメージキャラクター
マモルくん

森林とともに80年
森林保険

森林保険のお問合せ
お近くの森林組合、森林組合連合会、
または森林保険センターへ
〈国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター〉
☎044-3382-3500



【損害の概要】

- ・樹種・損害時林齢：スギ、ヒノキ：22年生～112年生
- ・実損面積／契約面積：100.67ヘクタール／117.54ヘクタール
- ・支払保険金：112,225,785円
- ・ヘクタール当たりの保険料／年：6,590円